

(公印省略)
医第1542号-1
令和3年6月28日

各健康福祉事務所長
各保健所設置市保健所長 様

兵庫県健康福祉部健康局医務課長

救急病院・救急診療所の申出手続にかかる押印廃止について（通知）

県における行政手続に関する押印の見直しに係る基本方針を踏まえ、各機関からの救急病院及び救急診療所にかかる申出等については、押印を廃止するものとします。今後の事務の取扱いについては、下記のとおりとしますので、適切な処理をお願いします。

記

- 1 適用開始日 令和3年7月1日受付分より
- 2 様式変更 様式1～4・・・・・・・・・・・・・・・・別紙1～4
名称変更申出書(任意様式)・・・・・・・・別紙5
住居表示変更申出書(任意様式)・・・・・・・・別紙6
構造設備変更申出書(任意様式)・・・・・・・・別紙7
撤回申出書(任意様式)・・・・・・・・別紙8
変更申出書(任意様式)・・・・・・・・別紙9
※ 各医療機関への提供の際には、別紙の新様式を提供ください
※ 押印廃止に合わせて一部の表示も修正しています

3 押印廃止に伴う事務の取扱い

- (1) 押印に代わる各医療機関の意思確認手段として、様式に連絡先記入欄（電話番号、電子メールアドレス、担当者名等）を追加します。これは、申出内容の確認等における複数の連絡手段を確保するとともに、デジタル化への対応を図り、関係機関の利便性向上を図るためのものです。

他方で、インターネット環境がない等の理由により電子メールアドレスを保有していない医療機関も想定されることから、電子メールアドレス欄の記入は任意とします。各事務所におかれては、記載がない場合であっても申出書に不備があるものとして取り扱うことなく受理してください。

- (2) 適用開始日以降も当面の間、従前の様式に基づく押印を伴う申出書及び意見書も有効なものとして取り扱うこととし、医療機関へ新様式への差替依頼などは不要です。新たに様式を提供する場合は変更後の新様式を提供ください。
- (3) 県下の各消防本部及び郡市区医師会については、県消防課及び県医師会より案内していただきますが、必要に応じ新様式の提供等をお願いします。

【担当】 兵庫県健康福祉部健康局医務課 前田・森
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL:078-341-7711 (内線2729) FAX:078-362-4267
E-mail: Eiji_Maeda@pref.hyogo.lg.jp